

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 財務局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	53	男性	停職3月

イ 管理監督者

財務局 副参事 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年7月1日、温浴施設を利用し、退館する際に備え付けのサンダルを無断で履き帰った。当日は、在宅勤務中にもかかわらず無断外出し、同施設内のテレワーク用スペースにて業務をしていた。

2 交通局職員のICカード乗車券の不正処理による不正乗車及び通勤手当の不適正受給事故に対する管理監督責任

(1) 事故の概要等

交通局の職員が、令和3年1月から令和4年3月までの間に、勤務時間中に駅の機器を不正に操作し、自らのICカード乗車券について、通勤で利用した都営地下鉄の乗車記録を取り消し、その運賃の支払いを免れたほか、届出と異なる経路による通勤も行い、通勤手当を不適正に受給した。

事故者については、令和4年6月15日に交通局において処分を実施しているが、事故当時、事故者を管理監督する立場にあった職員について、知事部局で措置を行う。

(2) 知事部局での措置

スタートアップ・国際金融都市戦略室 副参事 訓告
総務局 副参事 訓告

3 発令年月日

令和5年5月30日

問合せ先
総務局人事部人事課（サービス班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)